

都及び区市町村が実施している耐震診断、補強設計、耐震改修の助成一覧

(1) 耐震診断

(平成28年4月1日現在)

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
東京都	住宅【整備地域のある区を対象に助成】	2.7万円	1/6かつ区負担分(国費除く。)の1/2	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3348
	分譲マンション【区市町村を対象に助成】	次のいずれか低い額以内 (1)補助対象事業費の1/6 (2)区市町村が補助する額の1/4 (3)(区市町村が補助する額-国費)の1/2 (補助対象事業費) 助成基準額(以下の単価)に建築物の延べ面積を乗じた額以内 (イ)1,000㎡以下の部分;2,060円/㎡、 (ロ)1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分:1,540円/㎡、(ハ)2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡。設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度に補助対象事業費に加算することができる。	1/6	都市整備局住宅政策推進部マンション課マンション耐震化担当	5320-4944
	①特定緊急輸送道路沿道建築物、②緊急輸送道路沿道建築物【区市町村を対象に助成】	①イ又はロの単価を用いて算出された額のうち、いずれか高い額の範囲内で、区市町村が補助する額から国の補助額を控除した額。 イ(イ) 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内(ロ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内(ハ) 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 ただし、建築物等の面積が3,000㎡未満で耐震診断に要する費用が上記に定める補助対象費用の限度額を超える場合は、階数に15万円を乗じた額の範囲内で補助対象費用の限度額に加算することができる。 ロ(イ) 延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡以内(ロ) 延べ面積1,000㎡以上の場合は2,570,000円に1,030円/㎡を加算した額以内 ②イ 延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡以内、ロ 延べ面積1,000㎡以上の場合は2,570,000円に1,030円/㎡を加算した額以内 ただし、設計図書の図面復元、第三者の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合以外は、社会資本整備総合交付金の交付対象限度額の範囲内とする。	①区市町村負担分(国費除く。)、②7/30かつ区市町村負担分(国費除く。)の1/2以内	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3348
	私立学校・私立専修学校等の校舎、園舎等		4/5以内	生活文化局私学部私学振興課助成担当	5388-3182
	民間社会福祉施設等【自己所有施設を対象に助成】	1,030～2,060円/㎡	4/5	福祉保健局総務部総務課庶務担当	5320-4021
	都内全ての病院、東京都指定二次医療機関	240万円	4/5	福祉保健局医療政策部救急医療担当	5320-4427
千代田区	①木造住宅(高齢者等)、②非木造建築物、③分譲マンション、④賃貸マンション、⑤緊急輸送道路沿道の非木造建築物、⑥緊急輸送道路沿道分譲マンション、⑦緊急輸送道路沿道賃貸マンション、⑧特定緊急輸送道路沿道建築物	①15万円、②200万円、③400万円、④300万円、⑤400万円、⑥500万円、⑦400万円、⑧以下イ、ロのいずれか高い額 イ(イ)面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、(ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、(ハ)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内。ただし、面積が3,000㎡未満の場合は、(イ)から(ハ)までの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 ロ(イ)延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡以内、(ロ)延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①10/10、②1/2、③10/10、④3/4、⑤8/10、⑥10/10、⑦8/10、⑧5/6。ただし、⑧については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	環境まちづくり部建築指導課構造審査係	3264-2111 内線2824・2825・2833 5211-4310(直通)
中央区	①木造住宅、②木造業務商業建築物、③非木造住宅、④非木造分譲マンション、⑤非木造賃貸マンション、⑥非木造業務商業建築物、⑦緊急輸送道路沿道等の非木造住宅、⑧緊急輸送道路沿道等の非木造分譲マンション、⑨緊急輸送道路沿道等の非木造賃貸マンション、⑩緊急輸送道路沿道等の非木造業務商業建築物、⑪特定緊急輸送道路沿道等建築物	①なし、②③50万円、④⑤200万円、⑥50万円、⑦100万円、⑧400万円、⑨200万円、⑩100万円、⑪(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 (イ)延べ面積1,000㎡未満の建物は3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物は257万円+1,030円/㎡	①10/10、②2/3、③10/10、④⑤⑥2/3、⑦10/10、⑧⑨⑩2/3、⑪5/6。ただし、⑪については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築課構造係	3546-5459

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
港区	①木造建築物、②非木造建築物、③非木造共同住宅、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物、⑥戸建て木造住宅、⑦分譲マンション(簡易)	①住宅・下宿20万円、その他24万円、②住宅・長屋・下宿100万円、その他150万円、③300万円、④300万円、⑤イ又はロの単価を用いて算出した額のうちいずれか高い金額と、見積額を比較してどちらか低い額 イ 建築物の延べ面積が1,000㎡以下の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡の額を用いて算出した金額。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、階数に15万円を乗じた額を加算 ロ 建築物の延べ面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内、延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額 ⑥⑦技術者無料派遣	①②③④2/3、⑤5/6以内。ただし、⑤については延べ面積が3,000㎡未満の場合は10/10、⑥⑦10/10	街づくり支援部都市計画課住宅支援係	3578-2223・2224・2346
新宿区	①木造住宅(簡易)、②木造住宅、③非木造建築物(簡易)、④非木造住宅、⑤マンション、⑥特定建築物、⑦防災上特に重要な特定建築物、⑧緊急輸送道路沿道の建築物、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①③技術者無料派遣、②15万円、④⑤⑥⑦⑧200万円⑨上限なし、④～⑧については別途面積上限あり ※面積上限については新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱に基づく。	①②③10/10、④⑤⑥⑦⑧2/3、⑨5/6。ただし、⑨については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市計画部防災都市づくり課	5273-3829
文京区	①木造建築物(一般・高齢者等居住)、②非木造建築物、③特定既存耐震不適格建築物、④分譲マンション、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円(一般)、20万円(高齢者等居住)、②50万円、③100万円、④150万円、⑤ア又はイのいずれか低い額 ア実際に耐震診断に要する費用 イ1、2のいずれか高い額 1(1)述べ面積1,000㎡以下の部分は2,060円/㎡、(2)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、(3)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、述べ面積が3,000㎡未満の場合は、(1)から(3)までの合計に階数に15万円を乗じた額を加えた額 2(1)延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、(2)延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額	①8/10(一般)、10/10(高齢者等居住)、②③④5/10、⑤5/6。ただし、⑤については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市計画部建築指導課構造担当	5803-1264
台東区	①木造住宅、②非木造住宅、③住宅以外の建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定建築物、⑦マンション	①③15万円、②50万円、④分譲マンションを除く1万5千㎡以下の建築物 1/3+770万円、分譲マンションを除く1万5千㎡を超える建築物4/5、⑤100万円、200万円(延べ面積による。)、⑥100万円、⑦200万円(延べ面積による。)	①10/10③8/10、②⑤⑥⑦1/2、④5/6。ただし、④については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市づくり部建築課建築防災担当	5246-1335
墨田区	①木造住宅、②非木造建築物(区分所有建築物を含む。)、③一般緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①7万5千円(バリアフリー改修を同時に行う場合15万円)、②50万円～204万5千円(対象床面積による。)、③200万円、④(1)又は(2)の単価を用いて算出された額のうち、いずれか高い額とする。 (1)次の(ア)から(ウ)までの合計額 (ア)面積1,000㎡以下の部分は2,060円/㎡、(イ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は1,540円/㎡、(ウ)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、建築物等の面積が3,000㎡未満の場合は、階数に15万円を乗じた額を(ア)から(ウ)までの合計額に加算することができる。 (2)次の(ア)又は(イ)の額 (ア)延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、(イ)延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額	①1/2(バリアフリー改修を同時に行う場合は10/10)、②1/2、③2/3、④(1)(2)のいずれか高い方の額 (1)5/6。ただし、④については3,000㎡未満の場合は10/10、 (2)2/3(補助限度額200万円)	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当	5608-6269
江東区	①木造戸建住宅(簡易)、②木造戸建住宅(精密)、③非木造住宅等、④マンション、民間特定建築物、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①技術者無料派遣、②10万円、③100万円、④150万円、⑤200万円、⑥ア、イのいずれか高い額(ただし、実際に耐震診断に要する費用を限度とする。) ア、建築物の述べ面積が1,000㎡以下の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、述べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計において階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 イ、建築物の述べ面積1,000㎡未満の建物は3,600円/㎡、述べ面積1,000㎡以上の建物は257万円+1,030円/㎡	②10/10、③2/3、④1/2、⑤2/3(面積による限度額設定有)、⑥5/6。ただし、⑥については延べ面積3,000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築調整課建築防災係	3647-9764

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
品川区	①木造住宅、②木造アパート、③非木造住宅、④分譲マンション、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①6万円、②12万円、③10万円、④150万円、⑤300万円、⑥【1】、【2】のいずれか高い額以内、かつ実際の耐震診断費用の額以内 【1】延べ面積が1000㎡以下の部分は2,060円/㎡、1,000㎡～2,000㎡以下の部分は1,540円/㎡、2,000㎡以上の部分は1,030円/㎡の合計額。ただし、延べ面積が3,000㎡以下の建築物には「階数×15万円」を加算 【2】延べ床面積1,000㎡未満は3,600円/㎡、延べ床面積1,000㎡以上は1,030円/㎡+257万円	①②③④1/2、⑤10/10、⑥5/6以内。ただし、⑥については延べ面積が3,000㎡未満の場合は10/10	都市環境部建築課耐震化促進担当	5742-6634
目黒区	①木造建築物、②分譲マンション、③特定緊急輸送道路沿道建築物、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定建築物、⑥非木造建築物(②③④⑤以外かつ専用住宅・併用住宅・共同住宅・保育所・老人ホームなど)	①技術者派遣協定額、②④⑤200万円、⑥60万円 ③以下の(1)、(2)のいずれか高い額を補助対象限度額とする。 (1)イ 面積1,000㎡以下の部分は2,060円/㎡以内、ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は1,540円/㎡以内、ハ 面積2,000㎡を超える部分は、1,030円/㎡以内。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、イからハまでの合計に階数に15万円乗じた額を加算した額以内 (2)イ 延べ面積1,000㎡未満の場合は3,060円/㎡以内、ロ 延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①⑤⑥1/2、②④2/3、③5/6以内。ただし、③については延べ面積3000㎡以下の場合は10/10	都市整備部建築課耐震化促進担当	5722-9490
大田区	①木造住宅、②非木造住宅、③木造建築物、④非木造建築物、⑤分譲マンション、⑥賃貸マンション、⑦緊急輸送道路沿道建築物、⑧特定緊急輸送道路沿道建築物、⑨沿道耐震化道路沿道建築物(木造)、⑩沿道耐震化道路沿道建築物(非木造)	①【区登録木造診断士の場合】(延床面積により定額) ・延べ面積:80㎡未満10万円、80㎡以上160㎡未満12万円、160㎡以上14万円 【区登録木造診断士以外の場合】10万円 ②50万円、③10万円、④100万円、⑤300万円、⑥100万円、⑦200万円、⑧10万円、⑨10万円、⑩100万円、⑪A・Bのうち低い額 A:実際に耐震診断に要する費用(評定取得費用含む) B:延べ面積×面積単価:イ・ロのうち高い額 イ:面積単価(1,000㎡以下の部分2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分1,030円/㎡)(延べ面積3000㎡未満の場合は階数×15万円を加算) ロ:面積1,000㎡未満の場合3,600円/㎡、1,000㎡以上の場合257万円に1,030円/㎡に加算した額以内	①【区登録木造診断士の場合】4/5【区登録木造診断士以外の場合】2/3②③④⑤⑥2/3、⑦4/5、⑧5/6。ただし、⑧については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10、⑨⑩2/3	まちづくり推進部防災まちづくり課耐震改修担当	5744-1349
世田谷区	①木造住宅、②プレハブ住宅、③非木造住宅、④防災上特に重要な建築物、⑤分譲マンション、⑥特定建築物、⑦防災上特に重要な特定建築物、⑧沿道耐震化道路沿道分譲マンション、⑨緊急輸送道路沿道分譲マンション・特定建築物、⑩特定緊急輸送道路沿道建築物	①技術者無料派遣、②10万円、③100万円、④⑤⑥150万円、⑦⑧200万円 (⑤⑥⑦⑧)は1,000㎡以下の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡の合計かつ耐震診断に要する費用以内で補助率をかけた額以内)、⑨1,000㎡以下の部分は3,600円/㎡、1,000㎡を超える部分は1,030円/㎡の合計かつ耐震診断に要する費用以内で補助率をかけた額以内かつ300万円以内、⑩イ、ロのいずれか高い額、かつ実際に耐震診断に要する費用以内で補助率をかけた額以内 イ 延べ面積×助成基準単価(1,000㎡以下の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡の合計額)、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、階数に15万円を乗じた額の合計額。 ロ 延べ面積×助成基準単価(1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、1,000㎡以上の場合は、257万円に1,030円/㎡を加算した額)	①10/10、②③④7/10、⑤⑥⑦⑧2/3、⑨4/5、⑩5/6。ただし、⑩については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当	5432-2468
渋谷区	①木造住宅(所有者及びその親族居住のもの。)、②分譲マンション(区分所有者の過半が現にその建物に居住しているもの。)、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①技術者無料派遣、②300万円、③(1)又は(2)のいずれか高い方 (1)建築物の延べ面積が1,000㎡以下は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡の合計。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、これらの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)建築物の延べ面積が1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、延べ面積が1,000㎡以上の場合は257万円に、1,030円/㎡を加算した額以内	①10/10、②一般2/3(緊急輸送道路沿道の場合は4/5)、③5/6。ただし、③については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部まちづくり課防災まちづくり係	3463-2647

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
中野区	①木造住宅(簡易)、②木造住宅(一般)、③非木造共同住宅、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①②技術者無料派遣、③④750万円、⑤(1)又は(2)のいずれか高い方 (1)ア建築物の面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、イ1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、ウ2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、アからウまでの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)建築物の延べ面積が1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、延べ面積が1,000㎡以上の場合は257万円に、1,030円/㎡を加算した額以内	①②10/10、③④10/10、⑤5/6。ただし、⑤については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	3228-5576
杉並区	①木造住宅(簡易)、②木造住宅(精密)、③マンション・非木造区指定建築物(簡易)、④非木造住宅(精密)、⑤分譲マンション(精密)、⑥非木造区指定建築物(精密)、⑦非木造賃貸マンション(精密)、⑧その他の非木造建築物(精密)、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①③技術者無料派遣、②10万円、④30万円、⑤150万円、⑥⑧75万円、⑦100万円、⑨イ、ロのいずれか高い額 イ(イ)延べ面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、(ロ)延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、(ハ)延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、木造以外の建築物で延べ面積が3,000㎡未満の場合は、(イ)から(ハ)の合計に、階数に15万円を乗じた額を加算 ロ(イ)延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、(ロ)延べ面積1,000㎡以上の場合は、257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①③10/10、②定額(10万円)、④⑤1/2、⑥⑧1/4、⑦1/3、⑨5/6。ただし、⑨については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築課耐震改修担当	3312-2111 内線3328
豊島区	①木造住宅、②非木造住宅、③分譲マンション、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①15万円、②20万円、③100万円、④100万円、⑤(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 (イ)延べ面積1,000㎡未満の建物は3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物は257万円+1,030円/㎡	①10/10、②③④2/3、⑤5/6。ただし、⑤については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築課許可・耐震グループ	3981-0590
北区	①木造住宅(簡易)、②木造住宅(一般)、③分譲マンション(一般)・賃貸マンション(一般)、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①②技術者無料派遣、③分譲100万円+評定費用助成15万円、賃貸50万円+評定費用助成15万円、④100万円、⑤イ又はロのいずれか高い額 イ 次の(イ)から(ハ)までの合計。ただし、建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は(イ)から(ハ)までの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (イ)面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、(ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、(ハ)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 ロ (イ)延床面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡以内、(ロ)延床面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①②10/10、③1/2、④4/5、⑤5/6。ただし、⑤については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	①まちづくり部建築課構造設備係 ②④⑤まちづくり部建築課建築防災担当 ③まちづくり部住宅課住宅管理係	3908-9176 3908-1240 3908-9201
荒川区	①木造戸建て住宅、町会事務所、診療所、②非木造戸建て住宅、町会事務所、診療所、③木造貸家戸建て住宅、④木造賃貸アパート、⑤分譲マンション、⑥非木造賃貸マンション、⑦非木造貸家戸建て住宅、⑧一般緊急輸送道路沿道建築物、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①③30万円、④50万円、②⑦15万円、⑤⑧100万円、⑥50万円、⑨【補助対象費用の限度額】1と2のうちいずれか高い額 1①延べ面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、②延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、③延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡、 ④延べ面積3,000㎡未満の建物の場合①+②+③+階数×15万円 2①延べ面積1,000㎡未満の建物の場合は、延べ面積×3,600円/㎡、②延べ面積1,000㎡以上の建物の場合は、延べ面積×1,030円/㎡+257万円	①③④10/10、②⑤⑧2/3、⑥⑦1/2、⑨5/6。ただし、⑨については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	防災都市づくり部防災街づくり推進課防災街づくり係(補助金交付関係) 防災都市づくり部建築指導課(促進計画・促進法の認定、指導関係)	3802-4303 3802-4385
板橋区	①木造住宅、②非木造建築物、分譲マンション、③緊急輸送道路沿道建築物④特定緊急輸送道路沿道建築物	①7.5万円(高齢者等10万円、特定地域12万円)、②200万円、③240万円、④面積により異なる。	①1/2(高齢者等2/3、特定地域4/5)、②2/3、③4/5、④5/6。ただし、④については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築指導課構造グループ(促進計画関係) 都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	3579-2579 3579-2554
練馬区	①戸建て住宅(簡易)、②戸建て住宅(一般、精密)、③中高層等建築物、④特定建築物(簡易)、⑤分譲マンション(簡易)、⑥公共的施設、分譲マンション、特定建築物、⑦緊急輸送道路沿道建築物(簡易)、⑧災害時医療機関等、⑨緊急輸送道路沿道建築物、⑩特定緊急輸送道路沿道建築物	①④⑤⑦技術者無料派遣、②8万円、③100万円、⑥150万円、⑧200万円、⑨300万円、⑩上限なし	①④⑤⑦10/10、②③⑥⑧2/3、⑨4/5、⑩5/6。ただし、⑩については延べ面積が3,000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築課耐震化促進係	5984-1938

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
足立区	①戸建て木造住宅(精密)、②戸建て非木造住宅、③共同住宅、④特定建築物、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円、②30万円、③500万円(ただし10万円/戸)、④⑤500万円、⑥建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額	①10/10、②10/10、③④⑤1/2、⑥1万㎡以下の建築物又は分譲マンション10/10、1万㎡を超え1万5千㎡以下の建築物1/3+770万円、1万5千㎡を超える建築物4/5	都市建設部建築安全課建築防災係	3880-5317
葛飾区	①木造住宅、②非木造住宅及び公益施設、③分譲マンション、④緊急輸送道路沿道分譲マンション、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①6.5万円、②20万円、③150万円、④300万円、⑤葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱に定める助成対象経費算定方法に定める額を限度とする。	①10/10、②1/2、③1/2、④1/2、⑤5/6。ただし、⑤については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築課指導耐震促進係	3695-1111 内線3552 5654-8552(直通)
江戸川区	①戸建て住宅(木造)、賃貸住宅(木造)、②戸建て住宅(非木造)、③分譲マンション、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物、⑥私立幼稚園・保育園	①(簡易)技術者無料派遣、(精密)30万円、②(簡易)技術者無料派遣、(精密)45万円、(※①②の精密診断は設計を含む。)、③～⑥補助率が適用される限度額は、江戸川区建築物耐震診断助成事業実施要綱による助成対象経費として定める。	①②(簡易)10/10、(精密)80%、③2/3、④4/5、⑤5/6。ただし、⑤については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10、⑥2/3	都市開発部住宅課事業係 都市開発部建築指導課構造係	5662-6389 5662-1106
八王子市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物、③一般緊急輸送道路沿道建築物、④分譲マンション	①10万円、②下記の(1)(2)いずれか高い額と、実際に耐震診断に要する額を比較し、いずれか低い額(1)延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡。ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合、15万円/階加算、(2)延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円×延べ面積、延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円+1,030円/㎡×延べ面積、③下記(1)(2)いずれか低い額(1)実際に耐震診断に要する額、(2)延べ面積1,000㎡未満の部分:3,600円/㎡、1,000㎡以上の場合:257万円+1,030円/㎡ ④限度なし	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10、③4/5、④2/3	住宅政策課	042-620-7260
立川市	①木造住宅(簡易)、②木造住宅、③特定緊急輸送道路沿道建築物、④一般緊急輸送道路(一部)沿道建築物	①技術者無料派遣、②10万円、③(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、2,000㎡超:1,030円/㎡。ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合、15万円/階加算 (イ)延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡ ④図面復元費必要なしの場合:延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、2,000㎡超:1,030円/㎡ 図面復元費が必要な場合は:延べ面積1,000㎡未満の場合は、3,600円/㎡、1,000㎡以上の場合、1,030円/㎡+257万円	①10/10、②1/2、③5/6。ただし、③については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10、④4/5。ただし④については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	市民生活部住宅課住宅相談係	042-528-4384
武蔵野市	①木造住宅(簡易)、②木造住宅、③非木造住宅、④分譲マンション(面積1,000㎡・3階建以上)、⑤分譲マンション(④以外)・賃貸マンション、⑥木造民間建築物(商業・近隣商業地域、3,000㎡未満)、⑦非木造民間建築物(商業・近隣商業地域、3,000㎡未満)、⑧木造民間建築物(個人所有限定)、⑨非木造民間建築物(個人所有限定)、⑩分譲マンション(簡易)、⑪特定緊急輸送道路沿道建築物	①⑩技術者無料派遣、②⑥10万円、③⑦⑨20万円、④200万円、⑤100万円、⑧5万円、 ⑪次の(1)(2)いずれか高い額 (1)次のア～ウの合計額。ただし、延べ面積3,000㎡未満の建築物については、階数当たり15万円を加算 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、イ 1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、ウ 2,000㎡超の部分:1,030円/㎡ (2) 延べ面積1,000㎡未満の建築物の場合3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建築物の場合257万円+1,030円/㎡	①⑩10/10、②③④⑤2/3、⑥⑦⑧⑨1/2、⑪5/6。ただし、⑪については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905
三鷹市	①戸建て木造住宅(簡易)、②戸建て木造住宅(一般)、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①4万円以内、②10万円以内、 ③次の(1)または(2)のいずれか低い額 (1)実際に耐震診断に要した費用 (2)A、Bのいずれか高い額 A(イ)面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、(ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、(ハ)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内。ただし、建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、(イ)から(ハ)までの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 B(イ)面積1,000㎡未満の部分は3,600円/㎡以内(ロ)面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①②耐震診断に要した費用(消費税を除く。)の2/3、③5/6。ただし、③については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部 都市計画課住宅政策係	0422-45-1151 内線2813

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
青梅市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円、②(1)(2)のいずれか高い方の額 (1)ア 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内、エ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、アからウまでの合計額に、当該建築物等の階数に15万円を乗じて得た額を加算した額以内 (2)ア 延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡以内、イ 延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①1/2、②1万㎡以下の建築物又は分譲マンション10/10、1万㎡を超え1万5千㎡以下の建築物1/3+770万円、1万5千㎡を超える建築物4/5	生活安全部住宅課住宅政策係	0428-22-1111 内線2533
府中市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①12万円、②次の(1)(2)のいずれか高い額 (1)次のア～ウの合計額ただし、延べ面積3,000㎡未満の建築物については、階数当たり15万円を加算する ア 延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、イ 1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、ウ 2,000㎡超の部分:1,030円/㎡ (2) 延べ面積1,000㎡未満の建築物の場合3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建築物の場合257万円+1,030円/㎡	①2/3、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173
昭島市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円、②次の(1)(2)のいずれか高い額 (1)延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ※3,000㎡未満の場合、合計額に(15万円×建築物の階数)を加算 (2)延べ面積1,000㎡未満:3,600円/㎡、1,000㎡を超える場合 1,030円/㎡+257万円	①2/3、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111 内線2264
調布市	①戸建て木造住宅、②分譲マンション、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①15万円、②100万円(ただし、2,000円/㎡)、③(1)、(2)のうち高い額 (1)延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、2,000㎡超:1,030円/㎡。ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合、15万円/階加算 (2)延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡×延べ面積、延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円+1,030円/㎡×延べ面積	①2/3、②10/10、③5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部住宅課住宅支援係	042-481-7545
町田市	①戸建て木造住宅(簡易)、②戸建て木造住宅(精密)、③分譲マンション、④特定緊急輸送道路沿道建築物、⑤一般緊急輸送道路沿道建築物	①技術者無料派遣、②10万円、③500万円、④(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、2,000㎡超:1,030円/㎡。ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合、15万円/階加算 (イ)延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡ ⑤延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡	①10/10、②1/2、③2/3、④5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10、⑤4/5	都市づくり部住宅課	042-724-4269
小金井市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円、②(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 (イ)延べ面積1,000㎡未満の建物は3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物は257万円+1,030円/㎡	①2/3、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861
小平市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円、 ②A又はBのいずれか高い額 A (a)面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、(b)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、(c)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡、(d)建築物等の延べ面積が3,000㎡未満のときは(a)から(c)までの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 B (a)延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、(b)延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市開発部都市計画課建築担当	042-346-9851

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
日野市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円、②限度なし	①1/2、②10/10	まちづくり部都市計画課住宅政策係 まちづくり部建築指導課監察係	042-585-1111 内線3141 042-585-1111 内線7716
東村山市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額(その額が4万円を超えるときは4万円とし、1,000㎡未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)、 ②ア、イのいずれか高い額 ア 建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 イ、建築物の延べ面積1,000㎡未満の建物は3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物は257万円+1,030円/㎡	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	まちづくり部都市計画課開発指導係	042-393-5111 内線2712
国分寺市	木造住宅	診断士無料派遣	10/10	都市建設部 都市企画課	042-325-0111 内線453・454
国立市	①分譲マンション、②戸建て木造住宅、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①1,030～1,540円/㎡、②5万円、 ③(1)又は(2)のいずれか高い方の額 (1) ア:延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、イ:延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、ウ:延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、建築物の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、ア～ウまでの合計額に、階数に15万円を乗じて得た額を加算 (2)ア:延べ面積が1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、イ:延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に、1,030円/㎡を乗じて得た額を加算した額	①2/3、②1/2、③5/6。ただし、③については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111 内線361
福生市	戸建て木造住宅	10万円	2/3	都市建設部まちづくり計画課 計画グループ	042-551-1952
狛江市	①木造住宅(簡易)、②木造住宅、③分譲マンション	①技術者無料派遣、②8.6万円、③100万円	①10/10、②2/3、③1/2	都市建設部まちづくり推進課 まちづくり推進担当	03-3430-1111 内線2542
東大和市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円、 ②A又はBのいずれか高い額 A (a)面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、(b)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、(c)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡、(d)建築物等の延べ面積が3,000㎡未満のときは(a)から(c)までの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 B (a)延べ面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、(b)延べ面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額	①1/3 ②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111 内線1261
清瀬市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円、 ②次のアとイを比較して、いずれか高い額 ア 次の(ア)から(ウ)までの合計額。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、(ア)から(ウ)までの合計額に建物の階数に15万円を乗じた額を加算した額とする。 (ア) 延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内の額、(イ) 延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内の額、(ウ) 延べ面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内の額 イ 257万円に1,030円/㎡を加算した額。ただし、延べ面積1,000㎡未満の場合は、3,600円/㎡以内の額	①2/3、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-497-2093
東久留米市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円 ②A、Bのいずれか高い額の範囲内。 A(イ)面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、(ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、(ハ)面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ ※ただし、建築物等の延べ床面積が3,000㎡未満の場合は、イからハまでの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 B(イ)面積1,000㎡未満の部分は3,600円/㎡、(ロ)面積1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積が3,000㎡未満の場合10/10	都市建設部 施設建設課 保全計画・建築担当	042-470-7777 内線2625

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
武蔵村山市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円、②(1)及び(2)のいずれか高い額と実際に耐震診断に要する費用のいずれか低い額 (1)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)面積1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡以内、1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部都市計画課開発住宅グループ	042-565-1111 内線278
多摩市	①戸建て木造住宅、②非木造住宅、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①診断士無料派遣、②1棟当たり200万円(ただし、5万円/戸) ③次の1または2のいずれか高い額 1 次のアからエまでの方法により算出した額 ア 延べ面積が1,000㎡以下の部分について2,060円/㎡、イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、1,540円/㎡、ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分について、1,030円/㎡、エ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、アからウまでの合計額に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 2 次のアまたはイの方法により算出した額 ア 延べ面積1,000㎡未満の場合は、3,600円/㎡、イ 延べ面積1,000㎡以上の場合は、257万円に1,030円/㎡を加算した額	①10/10、②2/3、③5/6。ただし、③については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部都市計画課住宅担当	042-338-6817
稲城市	①木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円、 ②建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	①10/10、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市建設部都市計画課開発指導係 消防本部防災課防災係	042-378-2111 内線328 042-377-7119
羽村市	戸建て木造住宅	5万円	1/2	都市建設部都市計画課住宅・交通係	042-555-1111 内線275
あきる野市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①2.5万円、 ②(1)又は(2)のいずれか高い方 (1)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)建築物の延べ面積が1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、延べ面積が1,000㎡以上の場合は257万円に、1,030円/㎡を加算した額以内	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	都市整備部都市計画課指導係	042-558-1111 内線2713
西東京市	①戸建て木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物、③分譲マンション	①6万円、 ②(1)又は(2)のいずれか高い方 (1)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)建築物の延べ面積が1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、延べ面積が1,000㎡以上の場合は257万円に、1,030円/㎡を加算した額以内 ③200万円【助成基準単価】建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡	①1/2、②5/6。ただし、②については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10、③2/3	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-464-1311 内線2421 042-438-4051(直通)
瑞穂町	①特定緊急輸送道路沿道建築物、②戸建て木造住宅	①(1)又は(2)のいずれか高い方 (1)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)建築物の延べ面積が1,000㎡未満の場合は3,600円/㎡、延べ面積が1,000㎡以上の場合は257万円に1,030円/㎡を加算した額以内 ②10万円	①5/6。ただし、①については延べ面積3000㎡未満の場合は10/10、②1/2	都市整備部都市計画課計画係	042-557-0599
日の出町	戸建て木造住宅	2.5万円	1/2	まちづくり課都市計画係	042-597-0511 内線351
檜原村	特定緊急輸送道路沿道建築物	2,060円/㎡以内	1万㎡以下の建築物又は分譲マンション10/10、1万㎡を超え1万5千㎡以下の建築物1/3+770万円、1万5千㎡を超える建築物4/5	産業環境課建設係	042-598-1011

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
奥多摩町	特定緊急輸送道路沿道建築物	(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡。ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 (イ)延べ面積1,000㎡未満の建物は3,600円/㎡、延べ面積1,000㎡以上の建物は257万円+1,030円/㎡	5/6。ただし、延べ面積3000㎡未満の場合は10/10	総務課交通防災係	0428-83-2349

(注) 対象となる建築物の種類が複数ある場合、丸数字によりそれぞれの補助限度額、補助率を示す。

(簡易)は簡易耐震診断、(一般)は一般耐震診断、(精密)は精密耐震診断を示す。